

移住支援金申請の手引き

2026 年度版

田原市
商工課

目 次

	頁
1 移住支援金とは	3
2 移住元要件	3
3 移住先要件	5
4 支援金の額	7
5 申請書類	8
6 交付の条件	9
7 支援金の返還	9
8 申請の期限	10
9 支援金支給後の確認	11
10 問合せ先・申請書の提出先、提出方法	11

1 移住支援金とは

移住支援金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から田原市へ移住し、移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・田原市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「2 移住元要件」と「3 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。

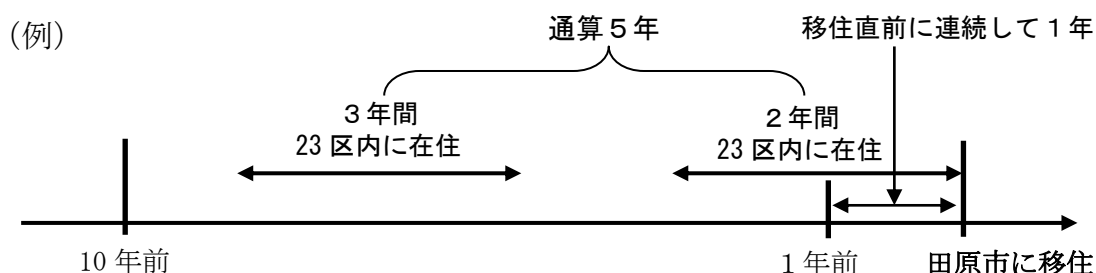
なお、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件です。手続きに関しては、個別に「9 問合せ先」までお問合せください。

2 移住元要件

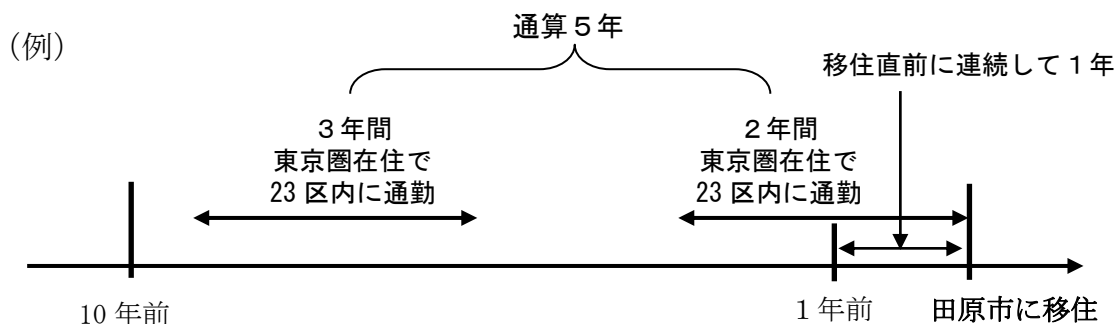
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当すること。

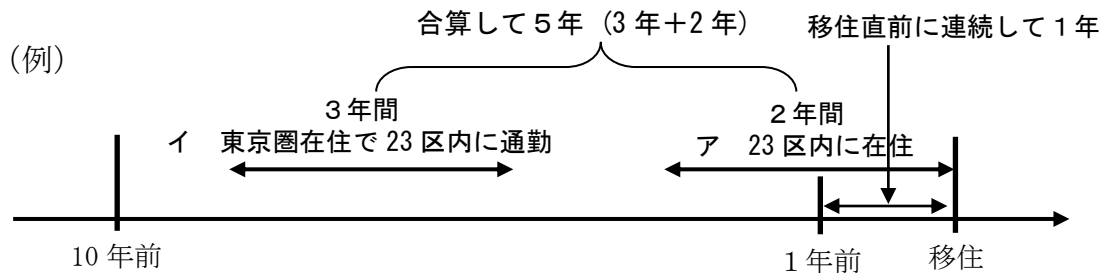
ア 田原市へ移住^{*1}する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」



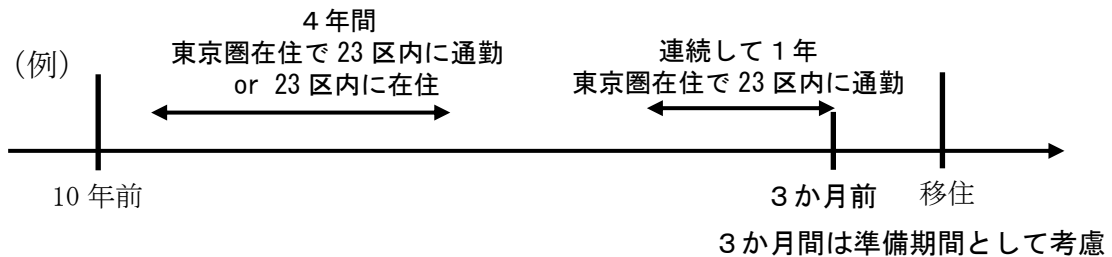
イ 田原市へ移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域^{*2}以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」



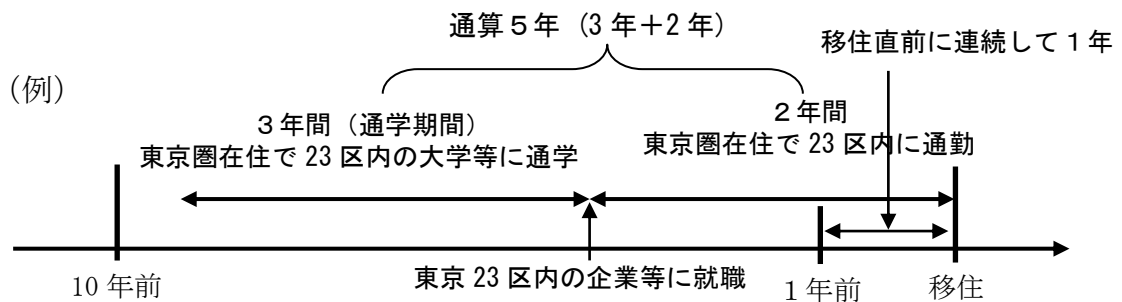
(注1) 「ア 東京 23 区内に在住していたこと」と「イ 東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上 かつ 移住する直前に連続して 1 年以上」を満たしても対象となります。



(注2) 「移住する直前に連続して 1 年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「1 年以上」の期間については、移住する 3 か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3 か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります。)



(注3) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間(修業年限を上限)も対象期間として加算できます。



※1 「移住」とは、住民票を田原市に異動し、生活の本拠を田原市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(2) 次のア～ウの全てに該当すること。

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他愛知県又は田原市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 移住先要件

次の(1)～(4)のいずれかに該当する方

- (1) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- (2) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業（専門人材）』
- (3) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- (4) 『 ①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』

① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

- ア 支援金の申請時において、1年以内であること。
- イ 田原市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～クの全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 転入日時時点で満50歳以下であること。
- ウ 就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト^{*3}に掲載している求人であること。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、かつ、申請時において当該法人等に就業していること。
- オ 求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 就業した当該法人等に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※3 「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいちUIJ ターン支援センター」のWeb ページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業し、次のア～オの全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において就業していること。
- ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次のア～ウに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を田原市に異動した場合であって、田原市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。
- ウ 所属先企業において、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業していること。（ただし、申請者が法人の代表者や個人事業主等の場合、雇用保険被保険者でない者も支給対象とする。）

⑤ 関係人口に関する要件

次のアの要件のいずれかに該当し、かつイの要件のいずれかに該当すること。

ア 対象者

- (ア) 田原市に居住経験のある者。
- (イ) 田原市内の高校を卒業している者。
- (ウ) 田原市お試し移住補助金を活用したことがある者。

- (エ) 移住イベント又は移住フェアに参加したことがある者。
- (オ) 転入前3年の間にふるさと寄附金を寄付し、体験型返礼品を受けた者。

イ 就業

- (ア) 農畜水産業に就業する者であって、就業先が田原市内であること。
- (イ) 家業等へ就業する者であって、就業先が田原市内であること。
- (ウ) 田原市内の事業所等で事業承継（第三者承継含む）する者。
- (エ) 田原市内で創業する者であって、田原市の特定創業支援等事業を受けていること。
- (オ) 市長が認めた中小事業者（農業法人含む）へ週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する者であって、就業先が田原市内であること。

4 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯 ^{※4} での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 ^{※5}	18歳未満の者一人につき100万円を加算

※4 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※5 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

- ・子育て加算額は、2026年3月31日までの移住者は子供1人当たり30万円、2026年4月1日以降の移住者は子供1人当たり100万円です。
- ・18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象）。
- ・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

5 申請書類

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

(1) すべての方が提出

- 田原市移住支援金支給申請書（様式第1号）
- 田原市移住支援金の支給申請に関する誓約事項（様式第1号別紙1）
- 委任状（様式第1号別紙3）（該当者のみ）
- 写真付き身分証明書の写し
例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等
- 住民票
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住元での住民票の除票（又は、戸籍の附票）
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 請求書（様式第6号）

<移住先の形態等で該当するものを提出>

① 就業の場合

- 就業証明書（様式第2-1号）、雇用保険の被保険者証

② テレワークの場合

- 就業証明書（様式第2-2号）、雇用保険の被保険者証

【個人事業主の方】

- 勤務時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請（報告）用）
（様式第2-3号）
- 業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）
- 開業届の写し
- 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

③ 関係人口の場合

- 関係人口であることが証明できる書類
- 【農畜水産業】就業したことが証明できる書類 専従者届、開業届
出済証明書、雇用契約の写し 等
- 【家業】就業証明書、雇用保険の被保険者証 等
- 【事業承継】事業承継が成立したことがわかる書類 契約書等
- 【創業】田原市の特定創業支援等事業を受けた証明書、田原市内で

開業したことが証明できる書類（開業届出済証明書等）

- 【中小事業者】就業先が中小事業者（農業法人含む）であることが確認できる書類、就業証明書（様式第2-1号）、雇用保険の被保険者証

（2）東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

例：就業証明書（様式第2-1号）、退職証明書（様式第1号別紙4）等

（3）東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地を確認できる書類

例：開業届出済証明書等

- 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認するため）

（4）東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

（注）通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- 在学期間や卒業校を確認できる書類 例：卒業証明書、成績証明書等

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類

例：就業証明書、退職証明書（様式第1号別紙4）等

6 交付の条件

- （1） 支援金の申請日から5年以内に住所の変更があった場合、または支援金の申請日から1年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかに田原市に報告してその指示を受けること。

- （2） 支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び田原市から求められた場合には、それに応じること。

7 支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県知事の同意を得たうえで市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

- （1） 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合

- イ 支援金の申請日から3年未満に田原市から転出した場合
- ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす移住先での職を辞した場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に田原市から転出した場合

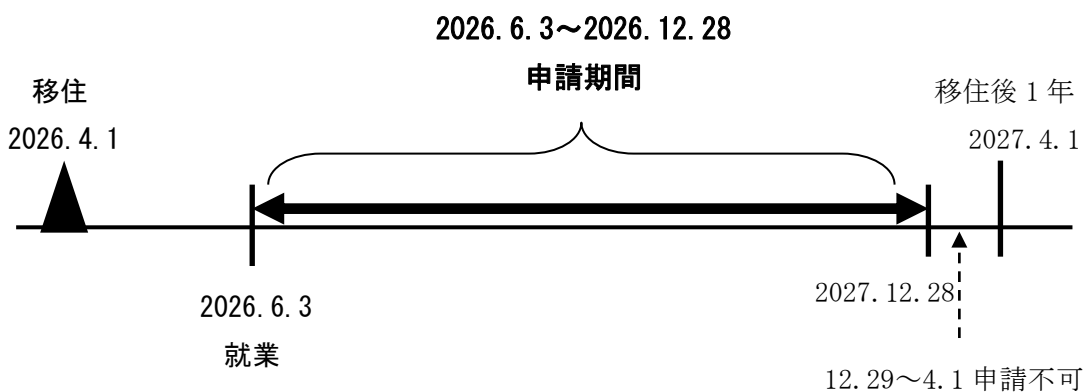
8 申請の期限

2026年12月28日（月）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口にご相談の上、申請してください。

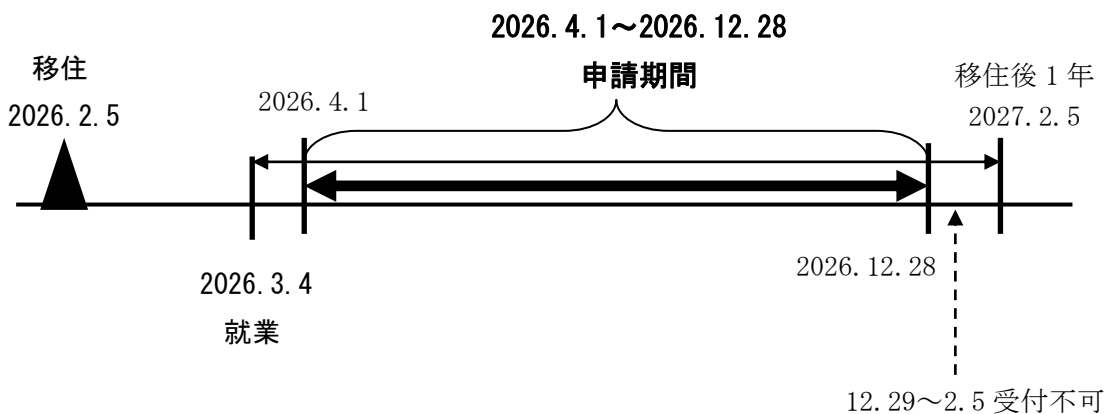
【パターン1】 令和8年4月1日以降の転入者

2026年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



【パターン2】 令和8年3月31日までの転入者

2026年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



9 支援金支給後の確認

7の返還要件に該当しないことを確認するため、申請後、一定の期間内に受給者及び就業先は、届出内容についての変更の有無に係る報告をしてください。確認の結果、返還要件に該当する変更がある場合は、支援金の返還となる可能性がありますので注意してください。

<届出の内容について>

	受給者		就業先	
	定期	随時	定期	随時
届出時期	支援金の申請日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年	田原市移住支援金支給申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき	受給者の就業日から起算して1年	就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき
届出内容	住所 勤務先（勤務地）	住所 勤務先（勤務地）	就業条件 勤務地（就業場所）	就業条件 勤務地（就業場所）
使用様式	田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（受給者用） （様式第7号）	田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（受給者用） （様式第7号）	田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用） （様式第8号）	田原市移住支援金住居・勤務地等変更届出書（就業先法人等用） （様式第8号）

10 問合せ先・申請書の提出先、提出方法

(1) 問合せ先・申請書の提出先

田原市役所 商工課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30-1

田原市役所北庁舎1階

電話番号 0531-27-7331

メールアドレス syoko@city.tahara.aichi.jp

(2) 提出方法

窓口へ直接提出又は郵送

※ FAXやE-Mailでの提出は不可